

自治基本条例についての基本的な考え方

1. A 分科会（議会）

市民から見た議会

市議会を市民がどのように見ているかの調査資料はありませんが、他市の議会に関するアンケートによれば、「議会に対する関心度」は、「関心がある」と「少し関心がある」を合わせると 54～96%、「関心がない」が 4～43%、「その他」が 18%です。

「議会の評価」は、「評価する」と「ある程度評価する」が 7～33%に対し、「あまり評価しない」と「全く評価しない」が 26～62%、「わからない」が 24～40%です。

「市民の声が反映されているか」の問いには、「反映されている」と「ある程度反映されている」が 14～33%、「あまり反映されていない」と「反映されていない」が 30～51%「わからない」が 15～46%です。

さらに「議会改革」については、「改革が必要」が 60～84%、「改革の必要はない」0～4%、「わからない」17～35%です。

また、読売新聞社が平成 23 年の一斉地方選挙の前に行った世論調査では、「市町村議会は住民の意思を反映した活動をしていると思うか」の問いに、「意思を反映している」が 24%、「そうは思わない」が 64%「無回答」12%。

「議会が行政に対するチェック機能を果たしていると思うか」の問いには、「大いに果たしている」が 6%、「多少果たしている」が 27%、「あまり果たしていない」が 41%、「全く果たしていない」が 16%であったと報道していました。

このような市民の意識状況が反映して、全国の市町村議会が議会改革に取り組む要因になったのではないかと思います。

茂原市における平成 21 年 4 月の市議会議員選挙の投票率は、57.48%と、以前と比べるとかなり低くなってきており、特に 20 代～40 代の働き盛り世代の投票率が低いという状況は全国的な傾向とほぼ合致しており、市民の議会に対する評価についても、このアンケート等と同様と思われます。

議会改革の内容としては、「審議方法」「議会情報の公開と積極的広報」「経費の効率化」「政策立案機能の強化」「住民と議会との関係づくり」が挙げられますが、現在の市財政危機を招いた幾つかの要因のうちの土地開発公社問題、土地区画整理問題や企業立地政策の問題などの重要政

策決定過程における市議会の論議を振り返ると、議会がその役割の一つである行政を監視する機能の強化の必要が特にあると考えます。

<議会の役割・責務>

議会の役割・責務

(議会の役割・責務)

1. 議会は、住民の選挙によって選ばれた議員により構成される市の意思決定機関であることから、住民の意思が市政に適切に反映されるように努めなければならない。
2. 議会は、市政の適正な執行を確保するため、行政の監視、評価機能及び政策立案機能を果たさなければならない。
3. 議会は、市民の議会への関心が高まるようにするために、積極的に啓蒙活動、広報活動に取り組まなければならない。

提言の理由等

- 議員は、住民の意思を反映させるために、住民の直接選挙で選ばれた者(憲法第93条第2項)で、市町村は市民生活の向上を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を担う団体で(地方自治法第1条の2)、その実施する内容は、住民の意思が反映された内容でなければなりません。

議会はこの団体の議決機関(法第96条)で、事務に関する書類及び計算書を検閲し、報告を請求し、当該事務の管理、議決の執行及び出納を検査することができ(法第98条)、調査のための強い権限(法第100条)を与えています。

このことから、議会は市の意思決定機関であり、重要事項を決定する権限とともに、執行機関の監視及びけん制し評価する権限を持っており、この機能を果たす必要があります。

市議会議員選挙の投票率を見たときに、20代から40代の働き盛りの若年層の投票率が特に低いことが見て取れ、この年代層に対する議会による啓蒙、広報活動が求められます。

例えば、小、中学校の児童生徒に議会の役割等の啓蒙を通じて保護者へのアプローチを行ったり、小、中学校のPTA等の会合の席で市議会報告を行う等の工夫をして、長い目で取り組んでいくことが重要です。

<議事の公開>

議事の公開

(議事の公開)

1. 議会は、本会議、委員会等の会議を公開し、審議経過、議決の内容、政策の争点や政策効果等の情報を積極的に公表し、開かれた議会運営を行

<p>わなければならない。</p> <p>2. 議会は、傍聴しやすいような日、時間の設定や新しいメディアの利用等、開かれた議会運営に努めなければならない。</p>
<p>提言の理由等</p>
<p>● 法第 115 条では「議会の会議はこれを公開する。」と規定しており(原則公開)、これは住民の多様な意思が予定どおり議会に反映されているかどうかを知らせ、公正な議会運営の状況を住民が監視することを目的として規定されたものです。</p> <p>その具体的内容は、「傍聴の自由」、「議事録の公開」と「報道の自由」で、議会は住民に対する責任を果たす必要があります。インターネット中継等のメディアの利用、土曜日、日曜日や平日夜間の議会開催など、多様な検討を行う必要があります。</p>

<情報公開>

<p>情報公開</p>
<p>(情報公開)</p> <p>1. 議会は、情報提供の実効性を高め、議会の説明責任を果たすため、議会閉会后 30 日以内に議事録を公表し、速やかに議会だよりの発行や議会報告会を開催しなければならない。</p> <p>2. 議会は、各議員の本会議や委員会における全ての質疑内容や議案に対する賛否を公表しなければならない。</p>
<p>提言の理由等</p>
<p>● 本会議や委員会の会議や議事を公開し、自らの決定内容や審議状況を広報するなど、積極的に情報の公開を行い、より住民に開かれた議会運営が必要です。</p> <p>そのためには、議事録はできるだけ早く公表することが求められ、議会閉会后 30 日あれば議事録の調製は可能であると思われます。</p> <p>また、議員の全ての質疑内容や議案に対する賛否を公表することによって、議会への関心が高まり住民が議員の活動状況を知り活動の評価をすることができ、議会がより住民に近い存在となります。</p>

<住民参加>

<p>住民参加</p>
<p>(住民参加)</p> <p>1. 議会は、住民が提出する請願及び陳情等を審議する際は、本会議若しくは委員会において、提案者等が提案理由及び主旨を述べる機会を設けなければならない。その際に議員は、提案者に質問し、提案者はその質問に答えるものとする。</p> <p>2. 議会は、請願及び陳情を審議し不採択としたときは、提案者に対しその</p>

理由を付して通知しなければならない。
提言の理由等
<ul style="list-style-type: none"> ● 請願権は憲法第 16 条に定められた国民の権利であり、議会に対する請願（法第 124 条）及び陳情（会議規則第 138 条）は、提案者自らが提案理由及び主旨を直接説明し質問に答えることは、提案主旨の背景を含めて正確に説明でき、内容を理解し議論や問題点を深めることにつながり、住民の市政に対する関心も高まり、市民参加の推進につながると考えられます。 不採択とした請願及び陳情は、議会がどのように審議したのかや賛成者が少数であったというだけでなく、採択できない理由を付して通知することにより、より開かれた議会運営が期待できます。

<議員の責務>

議員の責務
（議員の責務）
<ol style="list-style-type: none"> 1. 議員は、議員相互の自由な討議を大切にし、個別的な事案の解決だけでなく、市民全体の生活向上を目指して活動しなければならない。 2. 議員は、住民との意見交換や活動報告会等を行い意思の把握に努めると共に、常に自己の見識を高めるために努力し、住民の意見を実現するため議案を提出するなど誠実に責務を遂行し、住民の代表者としてふさわしい活動をしなければならない。
提言の理由等
<ul style="list-style-type: none"> ● 議員は、住民の意思を反映させるために、住民の直接選挙で選ばれた者（憲法第 93 条第 2 項）で、選挙で選ばれた代表者として、住民に対してその活動を報告し、または説明・対話を行い、住民の意思を把握して活動する責務があります。 住民からの要望や選挙公約は、実現させたことだけでなく実現できなかった事項は何故できなかったかを含めて報告をすべきです。 また、議員は、議会の議決すべき事件について、議案の提出権（法第 112 条）があり、住民要望の実現のために、自己の知識を深め、政策立案能力を高めることが求められています。

<住民の責務>

住民の責務
（住民の責務）
<ol style="list-style-type: none"> 1. 住民は議会の審議や議員の活動状況に関心を持ち、議会の傍聴や議会報告会などに積極的に参加し、議会や議員が住民の意思を反映した活動を行っているかの監視を行います。
提言の理由等

- 市民の市議会に対する関心度等の調査資料はありませんが、他市の議会に関するアンケートによれば、「議会に対する関心度」は、「関心がある」と「少し関心がある」を合せると54～96%、「関心がない」は4～43%、「その他」18%です。
茂原市における平成21年4月の市議会議員選挙の投票率は57.48%や議会の傍聴者数に見られるように、住民の議会に対する関心はあるものの行動として現れていないことから、住民による議会や議員の活動を監視するという機能が十分果たされている状況にはありません。住民が議会や議員の活動状況を知ることは重要であり、本会議・委員会の傍聴や議会報告会などに積極的に参加することが必要です。

<住民投票>

住民投票
<p>(住民投票)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 市長は市政に関する重要事項について、住民の意思を確認するため、住民投票を実施しなければならない。 2. 市長及び議会は、住民投票が実施された場合は、その結果を尊重しなければならない。 3. 住民投票に付すべき事項、投票手続き、投票資格、成立要件その他住民投票に関し必要な事項は別途条例で定める。
提言の理由等
<ul style="list-style-type: none"> ● 住民投票は、議会による間接民主主義を補完し、また住民の総意を把握するために有効です。 市長が市政の重要事項について住民全体の意見を聴くことは大切なことであり、住民投票はその意思を表す機会でもあります。 重要事項とは、例えば財政基盤を揺るがすような事業や市民全体の生活に重大な影響を及ぼす様な事項を実施しようとする場合とします。 住民投票の結果を市長や議会が否定する場合も考えられますが、住民投票の結果と市長や議会の判断(執行権、議決権)のどちらが優先されるかは議論の分かれるところです。 しかし、「住民の意思」という地方自治の本旨からすれば、住民投票の結果は最大限尊重されるべきです。 住民投票の投票権を有する者の資格(年齢、国籍等)をどう定義するか、住民投票の成立、不成立をどう定義するか、重要事項とは、当事者の意見表明権等の制度の詳細については、市民の議論を経て、条例で定める必要があります。

<条例の実効性の確保>

条例の実効性の確保

(条例の実効性の確保)

1. 本条例が、市民、議会及び行政機関により遵守、活用され、条例の実効性を確保する仕組みとして、評価のために独立した委員会（以下「委員会」という）を設置する。
2. 「委員会」には、市民から公募により選ばれた者が委員の過半数となるようにする。

提言の理由等

- 条例が守られ効果を発揮する必要がある、この為には、市民により既存条例、新規条例やその他規則のこの条例との整合性をチェックし、また条例制定後の条例の評価を行い、より良い条例にする必要があります。
これを行う組織として、市長は「委員会」を設け、整合性のチェックや評価を実施し、その結果の報告を受け市民に公表します。
評価等の結果、条例改正の必要が生じた場合は、「委員会」は改正を市長に提言するものとします。
「委員会」の委員は、市民の主体性を確保するため公募とし、市民の代表が過半数となる様に選出します。

2. B分科会（行政）

＜市長の役割・責務＞

市長の役割・責務
<p>（市長の役割・責務）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 市長は、職員が常に新しいことに挑戦できるような組織づくりをし、税収に沿った職員の増減を行う。 2. 市長は、率先して市民の声に耳を傾け、月に1日、市長室をオープンにし、「市民との対話の日」とする。 3. 市長は、様々な視点を行政に反映させるため、昇任に関しては男女を平等に任用し、活気ある市政運営を行い、職員個々に合わせた教育に努める。 4. 市長は、市民のニーズを的確に把握するとともに、市民との協働の推進、健全な財政運営を図り、効果的・効率的な質の高い市政の執行に努める。
提言の理由等
<ul style="list-style-type: none"> ● 市長は、市民から選挙によって選ばれた、市の顔ともいえる存在です。市の顔が茂原市のことについて夢を語るができなければ、明るい茂原市にすることができません。

＜職員の役割・責務＞

職員の役割・責務
<p>（職員の役割・責務）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 職員は、日常の業務から問題点を見つけ出し、従来のやり方にとらわれず、様々な方法で職務にあたる。 2. 職員は、必要な行政サービス維持のため、市民との接点を大切にし、そこから見える地域の実情の把握に努めるものとする。 3. 職員は、地域活動に積極的に参加し、その中で職員の役割を見出すものとする。 4. 職員は、どこの部署に配置されてもプロ意識を持ち、心の伝わるコミュニケーションに努めるものとします。
提言の理由等
<ul style="list-style-type: none"> ● 職員は地方公務員法第30条にあるように「全体の奉仕者」です。市職員は市民全体の幸福を推進するため、すべての市民に公平・公正なサービスを実施するように職務にあたらなければなりません。常に「昨日より今日、今日より明日」といった業務等の向上を目的にしなければなりません。また、心身ともに健全な生活に努め、明るく活気ある職場づくりを目指さなければなりません。

3. C分科会（地域自治・市民）

＜市民参加のまちづくり＞

市民の権利と役割（責務）
<p>（市民の権利）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 市民はまちづくりの主体として、まちづくりに参加する権利を有しています。 2. 市民は、市議会及び市が保有する市政に関する情報について知る権利を有しています。 3. 市民によるまちづくり活動は、自主性と自立性が尊重され、保障されなければなりません。 <p>（市民の役割）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 市民は、まちづくりの主体であることを自覚し、積極的にまちづくりに参加するよう努めます。ただし、その参加を強制されることがあってはなりません。また、参加しなかったことに対して不利益を被りません。 2. 市民は、参加にあたっては、自らの発言と行動に責任を持つように努めます。
提言の理由等
<ul style="list-style-type: none"> ● 従来のもちづくりは、行政が主体となり、市民はサービスを受けるだけの存在として位置づけられることが少なくありませんでした。しかし、まちは市民が自ら主体となつてつくるものであり、この条例で改めて「市民にはまちづくりに参加する権利と役割（責務）がある」ことを明確にしました。
情報の提供・公開・共有
<p>（情報の提供）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 市議会及び市は、市政への市民の参加が促進されるよう、市政に関する情報を分かりやすく、公正に提供することにより、市民との情報の共有に努めます。 <p>（情報の公開）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 市議会及び市は、市政について市民に説明する責務を全うするため、求めに応じ、保有する情報を適正に公開します。 <p>（市民からの情報の共有）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 市民が保有する公共的活動に関する情報はまちづくりを進めるために有用であり、市民及び市は、これを適正に共有するよう努めます。
提言の理由等
<ul style="list-style-type: none"> ● 情報公開が進むことで、市民のまちづくりに対する意識や市政に対する関心が高

まることが期待できます。

- 市民の持つまちづくりに関する情報を有効に活用するため、個人情報の適正な取り扱いに注意しながら、情報共有に努めることを定めています。
- 個人情報の保護については、項目に入れていませんが検討を要するところです。

参加の機会の保障

(参加の機会の保障)

1. 市は、策定する計画・実施・評価の各段階において、市民が提言や意見を出しやすく、参加しやすい多様な機会の提供に努めなければなりません。
2. 市は、多様な方法を用いて市民の意見や提言を求め、これを市政の運営に反映するよう努めなければなりません。

提言の理由等

- 現状では、活動団体や行政が参加する場を用意しても、参加する市民は少ないのが現状です。市民に伝える仕組みや手法の改善が望まれます。
- 市民参加を推進するために、インターネット、モニター制度、市民塾等の仕組みや手法を積極的に取り入れることが必要です。

子どもの参加の機会の保障

(子どもの参加の機会の保障)

1. 市及び市民は、子どものころから自らのまちに愛着と誇りを持つよう、子どもが参加しやすいまちづくりの機会を設けるよう努めなければなりません。

提言の理由等

- 次世代を担う子どもたちが、まちづくりに関心を持ち、責任を持って活動するようになることが望まれます。

<市民自治の仕組み>

協働によるまちづくり

(協働によるまちづくり)

1. 市民及び市は、地域課題の解決を図るため、協働によるまちづくりを行うものとします。
2. 市は、協働によるまちづくりを効果的に推進するための制度の整備を行います。

提言の理由等

- 厳しい社会情勢や市民ニーズの多様化などを背景に、これまでの行政主導による

まちづくりでは、地域の特性を生かした個性豊かなまちづくりを進めていくことが難しくなっています。そこで、そこに暮らす人々が本当に望むまちをつかっていくためには、市民参加による協働のまちづくりがどうしても必要になっています。

- 行政の役割は、新たな公共サービスの担い手として自治会や NPO などの市民活動団体と協力して、ともに地域の課題を解決していく仕組みをつくることにあると考えます。

まちづくりと地域コミュニティ

(まちづくりと地域コミュニティ)

1. 市民は、自治会、NPO、ボランティア団体等の多様な集団（以下「地域コミュニティ」という。）が市民によるまちづくりの担い手であることを認識し、積極的にその活動に関わるように努めるものとします。
2. 地域コミュニティは、それぞれの特性を生かしつつ連携し、協力し、市民によるまちづくりの推進に努めるものとします。

提言の理由等

- 多様な世代が属し、そして多様な価値を認め合いながら、人と人との絆を育み、互いに助け合い、地域の課題や様々な活動に自発的に取り組むことは、市民自治によるまちづくりの理想として大切なことです。

地域コミュニティの支援・育成

(地域コミュニティの支援・育成)

1. 市は、市民によるまちづくりを推進するため、地域コミュニティの主体性を尊重しつつ、その自主性及び自立性を損なわない範囲で、積極的に地域コミュニティの活動を支援するよう努めなければなりません。
2. 市は、市民や地域コミュニティに対して、まちづくりを進めるための学習及び相互交流などによる人材育成の機会を提供します。また、多様な市民が参加できる環境整備に努めなければなりません。

提言の理由等

- 行政は、市民に対して「自分たちの住む地域は自分たちで良くしていく」という意識を高めることと、「何が出来るか」について考える機会を提供するために、人材育成のための研修や講座を行う必要があります。
- 人材育成のための研修を実施することで、意欲のある人を発掘し、活動するための能力を向上させることができます。また、参加者同士でコミュニケーションがとれ、それぞれが所属する団体の活動内容を理解することができます。

地域におけるまちづくり

(地域におけるまちづくり)

1. 市は、地域の意思を反映させ、地域内の住民が自主的に身近な地域の課題の解決を図り、地域のことは地域内の住民が自ら考え、実行できるようにするため、地域単位でまちづくりを進めるための施策を講じます。

提言の理由等

- 地域のまちづくりは、地域単位として、小学校区域を原則とし、各地区に「地域まちづくり協議会」を設置することが必要です。
- 地域まちづくり協議会の構成員は、その地域に居住する個人またはその地域で活動する自治会、地区社協、長寿クラブ、NPO、ボランティア団体、民生委員・児童委員などの団体とします。
- 地域まちづくり協議会は、運営ルールを明確にし、民主的な運営を行い、そして特に役員は民主的に選出しなければなりません。
- 市は、地域まちづくり協議会との間で、適切に役割を分担するとともに、地域まちづくり協議会の自主性及び自立性が十分に発揮されるよう配慮しなければなりません。
- 市は、地域まちづくり協議会の設立と運営にあたって、地区担当の職員を配置するなど、必要な支援を行うことが必要です。